

第二十四回国会
衆議院

国土総合開発特別委員会議録第二号

昭和三十一年二月二十八日

廣川弘禪君が委員長に、志賀健次郎君、篠田弘作君、薄田美朝君、松浦周太郎君、松田鐵藏君、北山愛郎君及び渡邊惣藏君が理事に当選した。

昭和三十一年二月二十九日(水曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 廣川 弘禪君

理事篠田 弘作君 理事薄田 美朝君

理事松浦周太郎君 理事松田 鐵藏君

理事北山 愛郎君 理事渡邊 惣藏君

理事植木庚子郎君 理事瀬戸山三男君

理事南條 徳男君 理事橋本 龍伍君

理事林 唯義君 理事本名 武君

理事小平 忠君 理事竹谷源太郎君

理事芳賀 貢君 理事三宅 正一君

理事岡田 春夫君

出席國務大臣

國務大臣 正力松太郎君

出席府政委員

北海道開発 白波瀨米吉君

政務次官 田上 辰雄君

北海道開発 北海道庁長 柏原益太郎君

北海道庁長 田上 辰雄君

總理府事務官 企圖室主幹

二月二十八日

委員廣川重次君辭任につき、その補欠として本名武君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
北海道開発公庫法案(内閣提出第六三三号)

○廣川委員長 これより會議を開きます。

昨日は委員長の方なれのために、正力國務大臣よりあいさつのないままに議事に入りまして、この際委員長より一言お呼びをいたしておきます。

今回、北海道その他重要地域の開発に関する法律案の審査及び諸施策の樹立のために、本国土総合開発特別委員会が設置されましたので、正力國務大臣より一言ごあいさつしたいとの申し出があります。この際これを許したいと思ひます。正力國務大臣。

○正力國務大臣 私、実は議場にふなれ、すべてが新参でありまして、何にもよく知りませんが、きのうも提案理由を説明する前に一言ごあいさつしなければならぬのを、つい提案理由の説明に入りまして、まことに相済みません。きょうはあらためて一言ごあいさつを申し上げます。

今度国土総合開発特別委員会ができて、まことにけっこうなことであります。ことに、ここに北海道問題については十分御審議を願う機会を得たことを、私ども非常に喜んでおります。どうかとういううらやましい機関ができた以上、北海道の問題を特に御審議を願いたいと思ひます。今度幸いに公庫法案も出たことでありますし、一つこれを

きつかけたいとして、北海道についてなにか皆さんの重要な問題の御審議をお願いしたいと思います。あらためてお呼びかたがた、お願いいたします。(拍手)

○廣川委員長 渡邊君より發言を求められております。これを許します。渡邊君。

○渡邊(總)委員 国会の中に国土総合開発特別委員会が設置されましたが、最初に当りまして特にこの際、この特別委員会の運営につきまして、意見を申し述べておきたいと思ひます。

ただいま正力國務大臣からごあいさつがありました。率直に申し上げますと、大臣といしまして、この特別委員会を持たれるに當って、約一月以上にわたって国会の中であらゆる論議を尽くして、ようやくスタートいたしましたところでもって、昨日の最も重大な第一回の委員会で、一言のごあいさつもなしに、単に事務的に法案の趣旨だけを説明なさったというところは、非常に遺憾に存じます。きょうは賢明なる大委員長のお扱いによりまして、おくれはせながらごあいさつがあったわけでありまして、多分正力國務大臣は原動力に夢中になられて、北海道開発庁長官であることを忘れておられたのだらうと思ふのでありますが、一つこの際、この国土総合開発特別委員会は、北海道の施策について、国土開発の立場から重点的に施策をするということ、及び府県の問題を含めて国家的立場から

審議を進めるといふ、非常に大きな任務を持ってスタートいたしましたのであります。また、ただ単に北海道開発長官たるのみならず、國務大臣といましては、この委員会の審議に對しましては一つ慎重な態度をとっていただきたいということを希望いたします。

ことに従来北海道開発長官は、しばしば政局の変転のもとに變更いたされまして、一昨年のごとき、北海道は非常な風水害に見舞われて、住民の非常な混乱の中に、この期間中に大臣の変わること五たび、一人の大臣の在任期間がわずか二ヵ月ばかりという高記録をとどめておられる状態でございます。いづれも主管大臣たる者が北海道の特殊な事情に對して非常な不安と強い批判をいたしておられます。こういうことは、國民が多くの期待を持っておるときでございまして、一つ格段の御配慮をわすらわしておく次第であります。

特にこの機会に、昨日申し上げる予定であつたのでありますが、理事會を開かざるままに委員会に入つてしまひましたために、その機会を失つたのでありますけれども、御存じのように、当初この委員会は、自民黨諸君の提唱によりまして、北海道開発特別委員会として提案をされたのであります。国会にこのことが問題になつて参りましたのは、一月十三日の議運の理

事會が初めてであります。自來二月の二十三日の議運におきましてこれを決定し、本會議において承認を受けるまで四十数日の間、この問題に對しましてはそれぞれ兩院の間におきまして、この委員会の持ち方について審議をいたしたのであります。私どもは国土開発の建前から、北海道には超重点的な施策を施行せらるべきであるという点につきましては、もちろん同感でありますし、非常に喜ばしいことであります。

すけれども、少くとも北海道の総合開発といふものは、国土全体にわたつたその関連において施策が行われなければならないし、ことに今日のような國家の財政事情のもとにおきましては、國家の財政状態をも勘案し、また國の持つ經濟計画との関連の上においてこのことが審議されなければならない。こういうふうな、今後提出をせられ、審議をせられる諸法案にいたしましては、すべてそのことの関連を抜きにしては考えられない問題であります。しかも國會の中に北海道開発特別委員会という、特定地域にわたります特別委員会が、いかなる理由にいたしまして、出現をいたすということになりまして、続いて東北開発特別委員会、あるいは四國開發特別委員会等のようにな、諸種の地域的な特別委員会の発生を否定する根拠がなくなつて参ります。もしまた、これを許すならば、日本の國政は道州制のような地方的分斷の行政になつて、國政の総合的な運営審議が妨げられるというのが、私ども

の本来の建前であります。

こういう建前から、私どもは去る二月十八日に、社会党から自民党に對しまして特に申入書を提出いたしました。北海道総合開発特別委員会の設置に對して、わが党は特に国土総合開発特別委員会の設置を提唱しているもので、この点について自民党としても同調せられたいことを申し入れたのであります。こういう諸般の四十日間の経緯を通して、この特別委員会が二月二十三日に成立をいたしましたわけでありますが、特に二十三日のこの設置の動議に當りまして、北海道その他の重要な地域にわたる総合開発に関する法律案の審査及び諸施策を審議する、こういう建前になっておるのであります。ここにこの委員会の性格が明確になつておるわけであります。特に私どもがこの委員会の成立に當つて自民党に申し入れをいたしました項目の中で、この委員会において審議をいたすべきものとしたしまして、まず第一に国土総合開発に関する諸案件、その次は北海道開発に関する諸案件、三、東北及び地方的開発に関する諸案件、四、全国的または数府県にわたる国土開発に関する諸案件、五、国土開発高速度自動車道建設に関する諸案件、六、過大都市の抑制、人口及び産業の分散、奥地開発等に関する諸案件、こういう当面いたしております国土開発に関連する事項について、この委員会にて総合的に審議ありたい、こういう内容を持った国土開発特別委員会を持つようという提案をいたしました。二月二十三日、自民党の諸君の賢明なる判断によりまして、北海道開発特別委員会から国土総合開発特別委員会にこれ

の変更を見たということとは、こういうようなわが党の提案を了承された前提の上に立つておるものと、私どもは了承いたしましたわけであります。

従いまして、今後この委員会で審議をするに當りましては、こういうような建前において全体の問題に視野を広めていただきたいと思ひます。ことに国土開発に関連いたしまする立法といひまして、すでにこの裏づけをいたしましては、国土総合開発法があり、国土調査法があり、北海道開発法があり、離島振興法がある。こういうすでに関連をいたしておるところの、国家的な建前から規定された法律があるにもかかわらず、これらの問題が経済計画とマッチせず、国家の財政計画と組み合せがつかず、単なる空文にひたしいような状態になっておりますので、この際この国土総合開発特別委員会が設置をせられた機会に、一つ根本的に国土開発のあり方をもあわせて審議をしてしるべきだと考へるわけであります。

特にこの委員会が開会されるに當りまして、私どもはこういう委員会成立の経過から見まして、この委員会におきましては、まず第一に法案を審議するに先だちまして、特に高橋経済企画庁長官から、国土開発に関する総合的な構想を明確にしたいだかなければならぬと思ひます。このことなくして、日本における経済計画と国土計画との基本点が明確になることなしに、自余の個々の法律案を審議することとは、非常に危険であると思へるのであります。たとえば、御提案になつております北海道開発公庫法案等のごときにおきまして、その財政の融投資の

対象となるべき産業の育成等も、当然の計画との関連において、地方開発、地域開発との関連においてなし遂げられなければならないのであつて、そういう前提の基礎条件をまず明確にせられて、その上に立つてこれに適応すべき方策としての法案の審議に入るのが妥当であると思へまして、特にこの委員会におきましては、具体的な審議に入ります前に、高橋経済企画庁長官のこうした基本的な国土開発に對するところの建前を明確にいたしていただきたい、こういうことをこの際希望する次第であります。

なお委員会の運営に當りまして、ただいまの理事会におきまして特に希望を申し述べたおいたわけでございますが、間々間違ひいたします、この委員会は経過から見まして、北海道の特別委員会のなだという錯覚を起す危険がありますので、きわめて少數の北海道に關係した者だけがその推進力たろうとするというふうなことで、全体の関連を見失う危険がしばしば出て参ります。こういう点におきまして、特に委員会の民主的な運営をこの機会に明確にしておきたいと思ひます。幸いに廣川大委員長が登壇されて、練達堪能でありますから、その点は如才なく運営されたいと思ひますけれども、この委員会は、他の十六の常任委員会や四つの特別委員会におかれてスタートいたしましたし、しかも会期の半ばにスタートいたしました関係上、国会の議員のすべては、それぞれの委員会の中核となつて、二百幾つの法律案と取り組んでおる状態でありまして、すでにそれぞれの法案を抱いて、責任のある審議を継続しておる折柄でありまして、特に

午前中この会議を持たれますことは、既往の先任委員会との関連において、この調整に非常に困難をきわめると考へますので、できますれば、この委員会とは他の委員会に支障ないように、これを午後後に開会し得るよう、この機会に委員長として格段の御配慮を希望する次第であります。

○松浦(周)委員 議事進行——ただいま議事進行に關しまして、渡邊君からいろいろのお話があつたのであります。が、もとより民主主義の国会の中においては、そのルールを踏み違へている点はないのでありますから、民主主義云々のお話は、私はあまり好ましくないのであると思ひます。もし間違つておつたならば、そういう議論が必要でありましようが、われわれはあくまでも民主主義ののつとてやつておるのであります。

もう一点の問題は、渡邊君にして形式的な議論のみにとらわれて、本質を忘れておられることを残念に思ひます。この問題は、国土総合開発委員会にするというところは、これはもう差しつかえない、ところが北海道開発という委員会にするならば、いろいろプロット的に起つてくる問題、しかもロッキン・グのような問題が起きるといふ御心配があるのであります。この問題に對しては、先進国の例を見ましても、イタリアは南部開発とはつきり銘打つてやつております。それはどイタリアの南部の開発は、その國にとつては重要な問題である。南部開発があつたから、北部開発をやるか、あるいは中部イタリアの開発をやるか、それはもちろんないのであります。またアメリカにおけるTVAの問題にいた

しましても、最初からテネシー溪谷の開発をやるということ銘打つてやつております。ソ連におきましても同様であります。でありますから、私はもう少し視野を広くした——北海道というところが視野が狭いではなくて、北海道の特別開発をするということが、日本の産業経済、日本の人口の問題に對して、より以上この國に必要であるといふことがわれわれの考へた点であります。この点は、視野が狭いといふことではなくて、視野を広くするために用いた考へ方であることを、北海道の渡邊君としてあまり狭い考へを持たれないように——もちろんこの問題をやるためには、御指摘のような、総合的な國策の面から立てられたものでなければならぬことは当然であります。が、私どもの考へておる理想は、人口の平均から見ても、平均が二百六十人ぐらいの状況のものが、北海道は五十三人なのです。しかも今後日本の人口の増加する上において、貿易はもろもろ必要でありますけれども、やはり未開発のそういう国土を開発することによつて、初めて日本経済が打ち立てられるのであるから、そういう面はそれは東北にもありましよう、あるいは九州にもありましよう、けれども、どこと比べても日本の現状においては一番必要なものである。北海道におらるる者として、そういう狭い考へではなくて、日本の開発のために、少くとも國費の一割ぐらいのものを持つていくぐらいの考へ方の上に立つて啓蒙してもらわなければならないと思ひますから、私どもは民主主義下における国会の運営についてはあくまでも民主主義的にやる、それが間違つておつたら御指摘願ひたい

が、より以上民主的にやると言っても、これ以上のやり方がない。でありますから、私は、議事の運営に對しましては時間をとらねばならぬとせんので、昨日提案説明をせられまして問題に對して、即時審議に入つていただくことを提唱いたします。

○廣川委員長 渡邊さんからごもっともな御意見でございます。理事会におきましては御発言があり、また理事諸君も了承いたしておりまして、あなたの言うような順序で進めたいということを理事会で決定いたしております。特に明日は高橋君よりそれぞれ意見を聴取する予定にいたしております。そして御懸念の非民主的でなく、民主的にやれという点は、十分尊重いたしまして、民主的にやりたいと思っております。

○廣川委員長 それではこの際、きのう提案理由の説明がございました北海道開発公庫法案について政府委員より説明を聞きたいと思ひますが、よろしうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○廣川委員長 それではこれより説明を聞きます。田上政府委員。

○田上政府委員 昨日正力大臣から北海道開発公庫法案につきまして提案の理由及びその趣旨の説明を申し上げたのでございませうが、私からさらに北海道開発公庫法の各条につきまして御説明を申し上げたいと思ひます。

お手元に北海道開発公庫法案をただいま配付いたしますので、ちょっとお待ち願ひます。

それではさう第一章総則の第一条から順次お目通しを願ひたいと思ひ

ますが、第一条には目的が書いてありまして、「北海道開発公庫は、北海道における産業の振興開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、長期の資金を供給すること等により、民間の投資及び一般の金融機関が行う金融を補充し、又は奨励することを目的とする。」これが本公庫の大目的なのでございます。昨日正力大臣からも申し上げました通りに、このねらいは、民間資金の呼びよめる役割を果すということでありまして、北海道の産業振興を大きく促進するために、従来北海道の産業開発上久しく問題になっておりました長期の資金をこの公庫によって供給をして、そして民間の投資を促進し、一般の金融機関がそれぞれ金融をいたしておりますが、その足らないところをさらに補つて、北海道の開発を大いに促進していくというわけでございます。第二条は法人格の規定でありまして、第三条には、「主たる事務所を札幌市に置く。」といたしております。その二項にありますが、必要に地に従たる事務所を置くことができる規定になっておりますが、さしたる規定は東京に支店を置くことを予想をいたしておる次第であります。御承知の通り、公庫は将来政府のいろいろな監督を受け、十分緊密なる連絡をとつていかなければならぬのであります。なお事業の上でも東京に支店を置くことが必要だと考えておりますので、本店は札幌市に置きまして、支店をさしたる東京に置くということに考えております。第四条は資本金のこととでございますが、これは産業投資特別会計から十億を本年は出資をいたすことになっております。なお運用資金

といたしましては、この公庫自身の十億の資本金のほか、政府の資金として、資金運用部から三十億を借り入れ、そしてそのほかに政府保証に基く債券発行による民間資金といたしまして四十億でございますので、合計して運用資金としては八十億を運用していくことになるのでございます。第五条は、公庫としての登記の手続等、これを政令で定める予定にいたしております。第六条は名称の使用制限でありまして、例文でございませう。第七条は民法の準用でありまして、法人の不法行為の問題とか、あるいは住所は本店の住所に定めるのだというふうなことも例文的なものでございませう。第二章は役員及び職員項目でございますが、第八条にありますが、役員といはしましては理事長一人、理事三人、監事二人ということに相なっております。そして第十条にありますが、通りに、理事長と監事は主務大臣が任命をいたすことになっており、理事長は第九条にありますが、公庫を代表して業務を総理するのであります。理事は理事長が主務大臣の承認を得まして任命することになっておるのであります。それから役員は任期を第十一条に書いてございまして、四年となっております。再任されることのできるものであります。それから十二条は、役員は欠格事項をきめておりまして、たとえは一号に「國務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員」それから「二政党の役員」、これは欠格事項になっておりますが、他の公庫も同様規定になって

おるのでございまして、北海道開発公庫につきましても、他の公庫と同様、こういう欠格事項を規定いたしておるのでございませう。その次の役員は兼職禁止も同様、ほかの公庫と同じように扱われておるのであります。役員は官利を目的とする団体の役員となり、またはみずから官利事業に従事してはならないことになっております。十四条は代表権の制限の問題でありまして、これは例文で、同様の公庫にみなるある条でありませうが、理事長または理事の利益が公庫と相反する事項については、これらの者は代表権を有しないということであり、その場合には監事が公庫を代表することにしております。代理人の選任の問題が十五條にございませうが、これも例文でございます。第十六条は職員任命でございます。第十七条は、役員及び職員の公務員たる性質でございますが、これは役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令によつて公務に従事する職員とみなすということになっております。これは他の公庫も同様でございます。十八条は、退職手当の支給の基準でございます。

第三章業務に入りませうが、第十九条は、業務の範囲を規定しておりますのでございませう。これは「公庫は、第一条の目的を達成するため、北海道において次に掲げる事業を営む者で当該事業に係る設備（船舶及び車両を含む。）の取得、改良又は補修に伴ひ長期の資金を必要とするものに対して、当該資金の出資若しくは融通又は当該資金に係る債務保証の業務を行う。」ということになっております。第一条の北海道開発振興を促進する目的を達するために、事業の設備に對しまして、さらに設備を取得するとか、あるいは従来あったものを改良、補修するといふ場合に、長期の資金を必要とするもの——短期のものは一一般金融で救済されておるわけでありませうが、特に長期の資金を必要とするものに対して、あるいは出資、融資、債務保証を行うということにいたしておるのであります。それから、これが大前提でございませう。それから、その対象の事業はどういふ事業をねらつておるかと思ひます。五項目ございまして、一が、「石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業」二が「農林畜水産物の加工度の高い工業」三が、「鉱業及び製錬業」四が、「産業の振興開発に係る交通運輸業」五が「前各号に掲げるもののほか、産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの」ということとでございます。この主務大臣というのが今までもだいたい出て参りますが、この主務大臣と申しますのは、あの方に出ております。十六ページにございませうが、補則の第三十六條にございませう。ここに主務大臣が規定してありまして、「この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。」というのでございませう。北海道開発の使命を持つておりますこの公庫は、当然北海道開発の国策の線に沿つて運用されなければならぬので、開発庁長官がこれを監督する必要があるものであります。御承知の通り開発庁は総理府の外局でございませうので、法律上内閣総理大臣が主務大臣となるわけでありませう。大蔵大臣は、金融の關係で

「主務大臣」と申しますのは、総理大臣と大蔵大臣のことでございます。

もとに戻っていただきまして、第二十条に「業務方法書」というのがございます。これは業務開始の際に、業務方法書を公庫の場合におきましては全部作るものでありまして、主務大臣の認可を受けてこれを作ることになっております。変更する場合においても同様でございます。なお業務方法書に記載すべき事項は政令で定めることにいたしております。それから第二十一条は出資及び債務保証の限度でございますが、ほかの公庫と違ひまして、この北海道開発公庫の特色とも申しますのは、この公庫がみずから出資いたすことと、あるいは債務保証をいたすことが特色であるとも申せるのであります。しかしながら出資にいたしても、債務保証にいたしても、この公庫が扱いますのは、一般の金融といたしましては企業採算上より大した有利なこととなくとも、北海道開発にとつてはきわめて重要な事業である、しかも長期の資金を要するというふうな特殊のものに対する出資及び債務保証でありますので、他面におきまして、公庫の存立を確保するためには、法律上この出資及び債務保証について適当な制限を加える必要があるものでございます。それを第二十一条に規定しておるものでありまして、これは出資の額と債務保証の額の合計が資本金の額をこえるようなことがあつてはならない、こういうことなのでございます。これは資本金が十億でありますので、その範囲

内において考えなければならぬ。従つて出資が五億といたしますと、債務保証はその残りの五億の限度に制限するのだという規定でございます。それから二十二条は業務の委託でございます。公庫は主務大臣の認可を受けて、他の金融機関に対して業務の一部を委託することができるという規定でございます。それから第二十三条は、これは公庫が事業計画及び資金計画を四半期ごとに作るものでありまして、それに基づき主務大臣の認可を受けなければならぬことになっております。変更の場合も同様であります。

第四章は会計でありまして、これは他の公庫と同じような例文になっております。しかしながら二十四条はきわめて重要な規定でございます。公庫の予算及び決算に關しては、ほかの公庫と同じように、公庫の予算及び決算に關する法律の定めるところによるのであります。主務大臣の検査を受け、内閣の議を経まして、国会の決議を要することになっておるとは、この法律で定められておるところであります。そういう手続にいたすわけでございます。二十五条は例文でございます。納付金等のことにつきましては、なお政令で具體的なことをきめていきたいと思います。二十六条は借入金金の問題でありまして、公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をすることができるとなっております。したが、今回は先ほど申しました通りに資金運用部から三十億を借り入れることになっておるのでございます。公庫は政府から資金の借入をすることのほか、他の資金の借り入れをしてはなら

ないというのが三項にございます。二十七条は債券の発行のことでございまして、これは資本金の額の二十倍、すなわち資本金は十億でございますので、二百億に相当する金額を限度として北海道開発債券を発行することができるといふことになっております。今回は、先ほど申しました通りに四十億を予算上提案してございまして、四倍の債券発行をいたすという案になっております。その他二項以下は例文でございます。債券についての取扱ひが大体書いてございまして、債券に關して必要な事項はなお政令で定めるといふことが第七号に書いてございます。二十八条は債務保証のことでございまして、「政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還及び利息の支払について保証することとができる」ということでございまして、この財政援助の制限に關する法律というものは、政府あるいは地方公共団体は公庫と保証契約をすることができないという法律なのであります。その三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内、四十億の債券の発行を予定しておりますが、その範囲内において、政府が債券の元本の償還及び利息の支払いの保証をすることとができる、というふうな規定を二十八条できめておる次第でございます。二十九条は例文でございます。業務上の余裕金の運用につきまして、國債の保有、資金運用部への預託ということに限定をいたしました。三十条は例文でございます。現金の取扱ひにつきましては政令で定めることになりま

す。三十一条は會計帳簿のことであり、三十二条は會計検査院の検査であります。これも公庫につきましてもいずれも例文として掲げてございまして、第三章は監督でございます。第三十三條の「公庫は、主務大臣が監督する」といふのは、総理大臣及び大蔵大臣が監督するのであります。ただし、公庫を當事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。というものは、他の公庫も同様でございます。主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に對して業務に關し監督上必要な命令をすることができるといふ規定がございます。なお監督上役員の解任のことが三十四條にございまして、「第十二條各号の一」といふのは、公庫の役員欠格事項でございます。欠格事項に該当するような場合には解任しなければならぬ。なお二項には、公庫の役員が次のような各号に該当するときは解任することができるという規定になっております。「一 この法律又はこの法律に基く命令に違反したとき」「二 刑事事件により有罪の言渡を受けたとき」「三 破産の宣告を受けたとき」「四 心身の故障により職務を執ることができないとき」といふふうなことになるのであります。三十五條は報告及び検査のことでありまして、これも例文でございます。

第六章の補則につきましては、先ほど申しました通りに、主務大臣が規定されております。

第七章は罰則でありまして、三十七條以下三十九條まで、公庫の本質にかんがみまして、これら他の公庫にありまふような罰則をこの場合にも規定してございまして、

附則といたしまして、「この法律は、公布の日から施行する」となっております。なお二項以下設立の手続が規定されております。これは理事長、監事を任命するのであります。これは、事前に指名をしておく。そうすると、公庫の設立のときにおいて、この法律の規定によつて、それぞれ當然に理事長または監事に任命されたものとなるんだというふうなことが三に書いてございまして、なお主務大臣は設立委員を命じて、設立に關する準備の事務をさせるということにしておりまして、その設立の登記をいたした際に、當然に理事長に設立委員は事務を引き継ぐことになつておるのでございます。それから九に北海道開発法の改正がございまして、これはこの公庫の關係の事務担当のために、これらの北海道開発法の改正を當然にいたさなければならぬのであります。同様に十は、大蔵省設置法の改正を同じような意味でいたすことになるのであります。以下は税の免除の關係で、關係の法令を訂正いたすわけでありまして、これは公庫法の關係上、當然に起る關係法令の改正でありまして、最後までそういう關係でそれぞれの改正を必要といたすのであります。

はなはだ簡単でございますが、大體の法文の各条につきましての御説明をこれをもって終ります。

○芳賀委員 議事進行について……当委員会の出席が非常に悪いじゃないですか。今与党の委員は一人しかいない。廣川さんだけが当委員会に熱意を持って、与党の諸君は、こういう特別委員会を作つても、今後の委員会の運

てでございます。

附則といたしまして、「この法律は、公布の日から施行する」となっております。なお二項以下設立の手続が規定されております。これは理事長、監事を任命するのであります。これは、事前に指名をしておく。そうすると、公庫の設立のときにおいて、この法律の規定によつて、それぞれ當然に理事長または監事に任命されたものとなるんだというふうなことが三に書いてございまして、なお主務大臣は設立委員を命じて、設立に關する準備の事務をさせるということにしておりまして、その設立の登記をいたした際に、當然に理事長に設立委員は事務を引き継ぐことになつておるのでございます。それから九に北海道開発法の改正がございまして、これはこの公庫の關係の事務担当のために、これらの北海道開発法の改正を當然にいたさなければならぬのであります。同様に十は、大蔵省設置法の改正を同じような意味でいたすことになるのであります。以下は税の免除の關係で、關係の法令を訂正いたすわけでありまして、これは公庫法の關係上、當然に起る關係法令の改正でありまして、最後までそういう關係でそれぞれの改正を必要といたすのであります。

はなはだ簡単でございますが、大體の法文の各条につきましての御説明をこれをもって終ります。

○芳賀委員 議事進行について……当委員会の出席が非常に悪いじゃないですか。今与党の委員は一人しかいない。廣川さんだけが当委員会に熱意を持って、与党の諸君は、こういう特別委員会を作つても、今後の委員会の運

てでございます。

附則といたしまして、「この法律は、公布の日から施行する」となっております。なお二項以下設立の手続が規定されております。これは理事長、監事を任命するのであります。これは、事前に指名をしておく。そうすると、公庫の設立のときにおいて、この法律の規定によつて、それぞれ當然に理事長または監事に任命されたものとなるんだというふうなことが三に書いてございまして、なお主務大臣は設立委員を命じて、設立に關する準備の事務をさせるということにしておりまして、その設立の登記をいたした際に、當然に理事長に設立委員は事務を引き継ぐことになつておるのでございます。それから九に北海道開発法の改正がございまして、これはこの公庫の關係の事務担当のために、これらの北海道開発法の改正を當然にいたさなければならぬのであります。同様に十は、大蔵省設置法の改正を同じような意味でいたすことになるのであります。以下は税の免除の關係で、關係の法令を訂正いたすわけでありまして、これは公庫法の關係上、當然に起る關係法令の改正でありまして、最後までそういう關係でそれぞれの改正を必要といたすのであります。

はなはだ簡単でございますが、大體の法文の各条につきましての御説明をこれをもって終ります。

○芳賀委員 議事進行について……当委員会の出席が非常に悪いじゃないですか。今与党の委員は一人しかいない。廣川さんだけが当委員会に熱意を持って、与党の諸君は、こういう特別委員会を作つても、今後の委員会の運

管等に対して何ら熱意がないということ
とがこれで証明された。ですから、明
日からは嚴重に委員長において与党委
員諸君の出席を督促して、こういうよ
うなぶざまな委員会でないようにして
もらいたいということを、あえて御忠
告申し上げます。

○廣川委員長 承知しました。

それでは一応補足説明を終わりました
ので、本日はこれにて散会いたしました
て、明日は午後一時からお申し出の各
関係の主務大臣を呼んで、説明を聞く
ことにいたします。

これにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

昭和三十一年三月九日印刷

昭和三十一年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局